

スイス入国時に検疫措置（自己隔離）が必要となる対象国及び地域の改訂（４回目）について（スイス連邦内務省保健庁発表）

【ポイント】

● 9月4日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリストを改訂（４回目）

【本文】

9月4日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリストを改訂（４回目）しました。

1 適用日時（改訂）

2020年9月7日（月）午前0時から

2 対象者

スイスへ入国する過去14日間以内に感染リスクが増大している国及び地域（以下5を参照）に24時間以上滞在した者（トランジットのため24時間未満の滞在にとどまる者は対象外）

3 実施内容

スイス入国後直ちに自宅又は宿泊施設に移動し、10日間の自己隔離を実施する。

4 報告義務

検疫措置（自己隔離）の義務を負う者は、スイス入国から2日以内に所管の州当局に入国した旨を報告し、当局の指示に従わなければならない。

5 （スイスが指定する）感染リスクの高い国及び地域（改訂）

- ・ アルバニア
- ・ アンドラ
- ・ アルゼンチン
- ・ アルメニア
- ・ アルバ
- ・ バハマ
- ・ バーレーン
- ・ ベリーズ
- ・ パレスチナ
- ・ ボリビア
- ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ

- ・ ブラジル
- ・ カーボベルデ
- ・ チリ
- ・ コスタリカ
- ・ ドミニカ共和国
- ・ エクアドル
- ・ フェロー諸島
- ・ 仏領ポリネシア（追加）
- ・ ジブラルタル
- ・ グアム
- ・ グアテマラ
- ・ ガイアナ（追加）
- ・ ホンジュラス
- ・ インド
- ・ イラク
- ・ イスラエル
- ・ カタール
- ・ コロンビア
- ・ コソボ
- ・ クロアチア（追加）
- ・ クウェート
- ・ レバノン（追加）
- ・ リビア（追加）
- ・ モルディブ
- ・ マルタ
- ・ モルドバ
- ・ モナコ
- ・ モンテネグロ
- ・ ナミビア
- ・ 北マケドニア
- ・ パナマ
- ・ パラグアイ（追加）
- ・ ペルー
- ・ ルーマニア
- ・ サンマリノ（追加）
- ・ セント・マーチン
- ・ スペイン（バレアレス諸島を含み、カナリア諸島は除く）
- ・ 南アフリカ
- ・ スリナム
- ・ トリニダード・トバゴ（追加）
- ・ タークス・カイコス諸島（英領）

- ・ウクライナ（追加）
- ・アラブ首長国連邦（追加）
- ・米国（プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島を含む）

以上、計55の国及び地域
（ドイツ語でのリスト順に記載）

6 今回の改訂でリストから除外された国

- ・ベルギー
- ・エルサルバドル
- ・エスワティニ（旧スワジランド）
- ・カザフスタン
- ・キルギス
- ・ルクセンブルク
- ・オマーン
- ・メキシコ

7 注意事項

陰性証明を有していても、本件検疫措置（自己隔離）の義務は免除されないとのことです。また、検疫措置（自己隔離）の義務を遵守しない者に対しては、重大な違反の場合は最高1万フラン、過失の場合は最高5千フランの罰金を各州が科す場合がありますのでご注意ください。

8 参考

（1）3回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100085152.pdf>

（2）2回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100081050.pdf>

（3）1回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100076347.pdf>

（4）当初のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100070829.pdf>

○スイス連邦内務省保健庁発表

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende/quarantaene-einreisende.html>

（リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>